

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第12号

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「自動車（）」を「原動機付自転車，自動車その他の原動機付の交通用具（）」に、「自動車を」を「ものを」に改める。

第19条第1項本文中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)